

令和3年11月30日  
事務連絡

各都道府県・市区町村 生活困窮者自立支援制度担当課（室） 御中

厚生労働省社会・援護局  
地域福祉課生活困窮者自立支援室

生活困窮者自立支援法施行規則の一部を改正する省令の施行等について  
(住居確保給付金の再支給の申請期間の延長及び職業訓練受講給付金との併給等)

生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に基づく住居確保給付金については、多大なご尽力をいただき、ありがとうございます。

先日19日、「「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（生活困窮者支援分について）」（令和3年11月19日厚生労働省社会・援護局新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金業務推進室長、地域福祉課生活困窮者自立支援室）においてお知らせさせていただいたうち、「2 住居確保給付金」につきまして、本日令和3年11月30日に生活困窮者自立支援法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第186号）（以下「規則」という。）が公布され、本日から施行されます。

下記に示す点をご勘案いただき、準備を進めていただくとともに、リーフレットの配布等により引き続きお困りの方の相談を受け止められるよう必要な対応をお願いします。

記

1 住居確保給付金の再支給の申請期間の延長について

住居確保給付金の支給が終了した方に対して、令和3年2月から11月末までの間、解雇以外の離職や休業等に伴う収入減少等の場合でも、3か月間に限り再支給を可能としてきたところですが、今般の規則改正により、本特例の申請の期間を令和4年3月31日まで延長します。

なお、本特例による再支給の申請は1度限りとします。

2 職業訓練受講給付金と住居確保給付金との併給について

令和3年6月11日から令和3年11月末までの間に住居確保給付金の申請をした者は、当該申請を受けて支給する住居確保給付金については、職業訓練受講給付金との併給を可能としてきたところですが、今般の規則改正により、令和4年3月31日まで継続しま

す。

また令和3年6月10日以前に住居確保給付金の申請をした者についても、職業訓練受講給付金との併給を可能としております。ただし、令和3年5月以前の支給を除きます。

なお、本併給措置の活用を進めていくためには、職業訓練受講給付金を所管しているハローワークと自立相談支援機関が連携して周知等を行うことが重要です。

各自立相談支援機関におかれましては、ハローワークとのより一層の連携強化に努めていただきますようお願いいたします。

また、ハローワーク及びハローワークを所管する都道府県労働局から、求職者支援制度に係るリーフレットの配付や周知用バナーの掲載等に係る協力依頼があった場合には、ご協力いただきますようお願いいたします。

### 3 地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口の利用について

求職活動要件について、新型コロナウイルス感染症対応の特例として、令和3年12月1日から当面の間、ハローワークに加え、厚生労働大臣に対する通知により無料職業紹介事業を行う特定地方公共団体又は地方公共団体の委託を受けて無料の職業紹介を行う職業紹介事業者（以下、「地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口」という。）での求職活動も可能となります。

本特例措置の実施にあたっては、公的な無料職業紹介を実施する都道府県・同一庁舎内の関係部局等とも検討・相談（※）をお願いします。

特に、令和3年12月から、生活困窮者自立支援金を含め、新たに地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口への求職申込み・職業相談等も求職活動等要件として認めることが可能になったことから、庁内のみならず都道府県等が管内に設置する無料職業紹介の窓口の活用を含め、積極的な検討・利用案内をお願いします。

あわせて、新たに求職活動等要件として認められる地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口においても、求職者支援制度に関するリーフレットを配架する等により、再就職や転職を希望する生活困窮者に対する周知へのご協力をお願いします。

加えて、ハローワークや地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口に対し、求職活動要件の確認等に必要な資料（職業相談確認票等の所定様式）をハローワーク等に提供いただくとともに、利用可能とする地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口リストや窓口案内リーフレット等を、ハローワークに提供いただきますようお願いいたします。なお、厚生労働省職業安定局より各都道府県労働局に対して、別添1の通知が発出されております。

（※）対応の一例

- ・ 管轄のハローワークだけでなく、地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口について調整し、住居確保給付金の申請者等に対して情報提供を行うこと。
- ・ ハローワークへの求職申込方法や求職者支援制度に係るリーフレット（別添2

(ハローワーク利用のご案内)又は管轄のハローワークが独自に作成するもの、及び別添3(求職者支援制度のご案内)や、地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口の所在地・連絡先、求職申込み等に関する資料を、住居確保給付金の申請者等に対して情報提供すること。

#### 4 年末年始における対応等について

ハローワークについては、年末年始は他の月に比べて開庁日が少なく、特に混雑が予想されることから、住居確保給付金に必要な求職登録にあたってはオンライン登録を勧奨するとともに、月2回の職業相談等については、年末年始を避け計画的な予約を行うよう、住居確保給付金の申請者等に対して情報提供すること。

以上

#### 【資料】

別添1：令和3年11月30日付け職業安定局総務課訓練受講者支援室長補佐、雇用開発企画課就労支援室長補佐事務連絡「住居確保給付金に係る求職活動要件等の拡充への対応等について」

別添2：リーフレット「ハローワーク利用のご案内」

別添3：リーフレット「求職者支援制度のご案内」

事 務 連 絡  
令和 3 年 11 月 30 日

各都道府県労働局職業安定部長 殿

職業安定局

総務課訓練受講者支援室長補佐  
雇用開発企画課就労支援室長補佐

住居確保給付金に係る求職活動要件等の拡充への対応等について

生活困窮者等の就労支援については、日頃より御尽力を賜り感謝申し上げます。

さて、住居確保給付金に係る求職活動要件への対応については、平成 27 年 4 月 1 日付け職派就発 0401 第 1 号ほか「生活困窮者住居確保給付金、総合支援資金貸付及び臨時特例つなぎ資金貸付に係る福祉事務所等からの確認依頼への対応等について」（令和 3 年 9 月 17 日改正）によりご対応いただいているところです。

このたび、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和 3 年 11 月 19 日閣議決定）により、別添 1 のとおり、住居確保給付金の求職活動要件等が拡充されます。

つきましては、下記に留意の上、引き続き対応に遺漏のないようお願い申し上げます。

なお、本通知については、社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室に協議済みであることを申し添えます。

記

1. 住居確保給付金の拡充措置の概要

(1) 申請期限の延長

住居確保給付金の支給が終了した方に対して、解雇以外の離職や休業に伴う収入減少等の場合でも 3 ヶ月間の再支給を可能とする特例、住居確保給付金と職業訓練受講給付金との併給を可能とする特例について、本年 11 月末までとされていた申請期限が令和 4 年 3 月末まで延長されること。

(2) 求職活動等要件の見直し

新型コロナウイルス感染症対応の特例として、当面の間、公共職業安定所（以下「安定所」という。）に加え、地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口への求職申込み及び職業相談も可能となること。

また、緊急事態宣言時における求職活動要件の特例について、まん延防止等重点措置対象地域も対象とした上で、解除の翌月末までの間措置することを可能にすること。

## 2. 安定所における対応について

### (1) 各種様式の見直しへの対応

上記1の措置を踏まえ、安定所において確認及び記載を要する所定の様式について以下のとおり参考様式が見直されるため、内容を了知しておくこと。

- ① 求職申込み・雇用施策利用状況確認票（住居確保給付金）（参考様式2-1）：別添2-1
- ② 住居確保給付金に係る申請者リスト（参考様式3-1）：別添2-2
- ③ 職業相談確認票（参考様式6-1）：別添2-3

### (2) 安定所利用案内の周知

感染拡大防止の観点から、必要に応じて、地方公共団体に対して、安定所の利用に当たっての留意点（オンライン登録や電話相談の勧奨、混雑時間帯の窓口利用の回避等）を伝え、混雑・密集回避への協力を依頼すること。例えば、自立支援金と同様に、利用案内リーフレット（別添4又は管轄の安定所が独自に作成するもの）により、地方公共団体から申請者・受給者への周知を依頼することが考えられる。

### (3) 地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口の利用勧奨

地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口には、厚生労働大臣への通知に基づき自ら無料の職業紹介を行う地方公共団体に加え、職業紹介事業者であって、地方公共団体の事業の委託を受けて、又は地方公共団体の事業の一環として無料の職業紹介を実施している等、実態として地方公共団体と同視できる者であり、住居確保給付金の支給を行う地方公共団体が適当と認める者とされている（別添3：QA5参照）。

当該窓口は、自立支援金と同様となることが想定されるが、住居確保給付金申請者にとってより利便性の高い場所で求職申込み及び職業相談が可能となることや、職業選択の幅が広がること、安定所の混雑緩和による待ち時間の縮小等のメリットが想定されることから、自立支援金と同様に、安定所を利用する求職者にも案内できるよう、当該窓口のリストや利用案内リーフレット等を入手しておくこと。

さらに、地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口においても、求職者支援制度のリーフレット（別添5）を配架依頼する等により、生活困窮者に対する支援を一体的に行えるよう協力を求めること。

### (4) 住居支援施策の制度説明・誘導等

「生活保護受給者等就労自立促進事業実施要領」（平成25年3月29日付け職発0329第21号「生活保護受給者等就労自立促進事業の実施について」別添。令和3年3月29日最終改正。）の14(1)イに係る住居支援が必要と考えられる求職者に対する住居確保給付金に係る説明資料については、別添6のリーフレットを活用、又は各地方自治体が独自に作成するリーフレットを入手して案内すること。（「生活保護受給者等就労自立促進事業の運用について」（平成25年3月29日付け職派就発0329第2号。令和3年4月1日最終改正）の記23(1)の別添20-2は廃止。）

また、当該リーフレットについては、総合受付に配架する、所内に掲示する等により、住居支援が必要な求職者に支援情報が行き届くよう、工夫して周知に努めること。

**【資料】**

- 別添1：令和3年11月30日付け社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡「生活困窮者自立支援法施行規則の一部を改正する省令の施行等について（住居確保給付金の再支給の申請期間の延長及び職業訓練受講給付金との併給等）」
- 別添2-1：求職申込み・雇用施策利用状況確認票（住居確保給付金）（参考様式2-1）
- 別添2-2：住居確保給付金に係る申請者リスト（参考様式3-1）
- 別添2-3：職業相談確認票（参考様式6-1）
- 別添3：住居確保給付金に関するQA（vol 10）
- 別添4：リーフレット「ハローワーク利用のご案内」
- 別添5：リーフレット「再就職や転職を目指す皆さまへ 求職者支援制度のご案内」
- 別添6：リーフレット「住居確保給付金のご案内」

**【担当】**

記2（3）求職者支援制度について

職業安定局総務課訓練受講者支援室  
訓練受講者支援係  
福田、鶴飼、松村  
内線（5336、5273）

求職者支援制度以外について

職業安定局雇用開発企画課就労支援室  
特定雇用対策係  
柴川、小檜山、渡邊  
内線（5796）

これからハローワークをご利用になる皆さまへ

## ハローワーク利用のご案内 ～オンライン登録のお願い～

ハローワークでは、皆さまに安心して利用していただけるよう、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に努めています。ハローワークにお越しになる際には、混雑緩和にご協力いただきますようお願いいたします。

### 求職申込みはインターネットからのオンライン登録を

- 令和3年9月21日からハローワークインターネットサービス上の手続きのみで求職登録が可能となりました。ハローワーク庁舎内が混雑・密集しないよう、求職申込みについては、できるだけ、**ご自宅のパソコンやタブレット、スマートフォンから、事前に「求職登録」を行っていただきますようお願いいたします。**
- 筆記式の「求職申込書」に記入し、お持ちいただくことも可能です。  
※ 記入された内容を職員が入力するため、手続きには時間がかかります。
- 過去（おおむね2年以内）にハローワークを利用したことがある方は、**事前の求職登録等を省略できる可能性がありますので、事前にハローワークにお問い合わせください。**
- ご自宅のPCやスマートフォンからハローワークインターネットサービスで求人情報検索・閲覧ができます。お仕事の紹介やご相談は管轄のハローワークへご連絡ください。

求職登録はこちらから



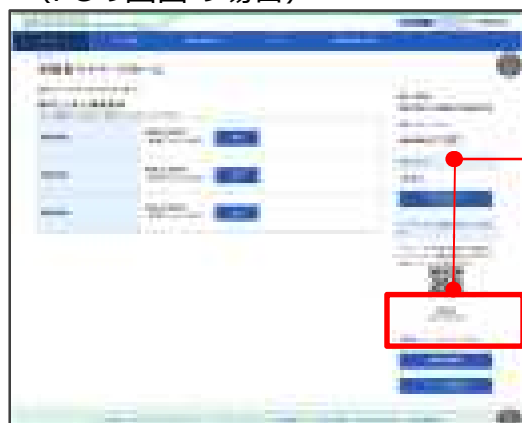
求職申込書のダウンロードはこちらから



### PCやスマートフォンでオンライン登録いただく場合のお願い

- ハローワークインターネットサービスからの求職登録は以下の手続きが必要です。
  - ① ハローワークインターネットサービスの求職申込み画面にアクセスする
  - ② 利用規約・プライバシーポリシーに同意し、ログインアカウントとして使用するメールアドレスを登録する
  - ③ 当該メールアドレス宛に「認証キー」が記載されたメールが自動送信される
  - ④ 「認証キー」配信から50分以内に「認証キー」及びパスワードを登録する
  - ⑤ アカウント登録完了
  - ⑥ 求職情報を入力する（アカウント登録の翌日から14日以内）
  - ⑦ 求職登録完了と同時に、求職者マイページ開設完了
 ※ 求職情報を入力する場合、入力途中での一時保存も可能です。アカウント登録の翌日から14日以内に求職申込み手続きが完了しない場合、アカウント（一時保存した求職情報を含む。）は自動消去されますのでご注意ください。
- 求職登録を完了した場合、求職者マイページから新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金や住居確保給付金の申請書に記載が必要となるご自身の求職番号が確認できます。  
(PCの画面の場合) (スマートフォン画面の場合)

求職情報の入力しかたはこちらから



求職番号が表示されます。



求職番号が表示されます。

### 来所する皆さまへご協力をお願い

- 窓口をご利用の際は、できるだけ**混雑時間帯を避け、時間に余裕を持って**お越しいただくようお願いいたします。（混雑時間帯はご利用のハローワークにお問い合わせください）
- ハローワークへお越しになる際は、マスクの着用及び咳エチケットのご協力をお願いします。
- 体調が悪い方や風邪症状がある方は、来所を控えていただきますようお願いいたします。



再就職や転職を目指す皆さまへ

# 求職者支援制度のご案内

月10万円  
給付金

+

無料の  
職業訓練

+

就職  
サポート

## ■ 求職者支援制度とは？

- 求職者支援制度は、再就職や転職を目指す求職者の方が、月10万円の生活支援の給付金を受給しながら、無料の職業訓練を受講する制度です
- 訓練開始前から、訓練期間中、訓練終了後まで、ハローワークが求職活動をサポートします
- 離職して雇用保険を受給できない方、収入が一定額以下の在職者の方などが、給付金を受給しながら訓練を受講できます
- 給付金の支給要件を満たさない場合であっても、無料の職業訓練を受講できます（テキスト代などは自己負担）

## ■ 主な対象者の方は？

### 給付金を受けて訓練を受講する方

離職者	雇用保険の適用がなかった離職者の方 フリーランス・自営業を廃業した方 雇用保険の受給が終了した方など
在職者	一定額以下の収入のパートタイムで働きながら、正社員への転職を目指す方など

### 給付金を受けずに訓練を受講する方（無料の訓練のみ受講する方）

離職者	親や配偶者と同居していて一定の世帯収入がある方など （親と同居している学卒未就職の方など）
在職者	働いていて一定の収入のある方など（フリーランスで働きながら、正社員への転職を目指す方など）



# ■ 制度活用の主要要件

## (訓練受講の要件)

- ハローワークに求職の申込みをしていること
- 雇用保険被保険者や雇用保険受給資格者でないこと
- 労働の意思と能力があること
- 職業訓練などの支援を行う必要があるとハローワークが認めたこと

## (給付金の支給要件)

- 本人収入が月8万円以下 [シフト制で働く方などは月12万円以下 (令和4年3月末までの特例)]
- 世帯全体の収入が月25万円以下
- 世帯全体の金融資産が300万円以下
- 現在住んでいるところ以外に土地・建物を所有していない
- 全ての訓練実施日に出席する (やむを得ない理由がある場合も、8割以上出席する)
- 世帯の中で同時にこの給付金を受給して訓練を受けている者がいない
- 過去3年以内に、偽りその他不正の行為により、特定の給付金の支給を受けていない

# ■ 主な訓練コース (求職者支援訓練)

基礎	ビジネスパソコン科、オフィスワーク科など
IT	WEBアプリ開発科、Android/JAVAプログラマ育成科など
営業・販売・事務	OA経理事務科、営業販売科など
医療事務	医療・介護事務科、調剤事務科など
介護福祉	介護職員実務者研修科、保育スタッフ養成科など
デザイン	広告・DTPクリエイター科、WEBデザイナー科など
その他	3次元CAD活用科、ネイリスト養成科など

- 訓練期間は2か月から6か月 (\*)  
\* シフト制で働く在職者などを対象とした訓練コースは2週間から (令和4年3月末までの特例)
- 上記の訓練のほか、訓練期間がより長い公共職業訓練 (最長2年) も受講できます

### [修了者の声]



介護職が初めてで不安もありましたが、経験豊富な講師の授業により理解が深まり、介護職として働く意欲が高まりました

簿記の資格を取得でき、就職先も決まりました。面接や履歴書の作成指導のおかげで就職活動に意欲的に取り組めました

給付金をもらったので、生活の心配をせずに訓練に集中できました

コース検索



求職者支援制度の申し込みは、ハローワークで受け付けています  
まずは、住所地を管轄するハローワークにご相談ください

[所在地・連絡先]



[制度の詳細]



[制度の紹介動画]

